

大阪労働局長登録教習機関（登録第1号）（公社）大阪労働基準連合会
 登録満了日 令和11年3月30日
 一般社団法人 岸和田労働基準協会

【玉掛け技能講習開催案内】

労働安全衛生法第76条（技能講習）の規定（つり上げ荷重1トン以上のクレーン等の玉掛け業務に従事する者は、技能講習修了者でなければならない。）となっております。標記講習会を下記要領にて開催致します。標記講習会を以下の要領にて開催致します。

1. 申込方法及び申込先

申込方法

申込受付日 8月18日（月）午前9時より【裏面】「玉掛け技能講習受講申込書（申請用）」を当協会へFAX（072-431-0322）してください。

上記、申込を受領後（11時までにお申込みいただいた企業様の中）、定員を超えた場合は、各社2名以内に制限のお願いをする場合がございます。事前にご了承ください。

申込確定後、受講確定のご連絡を当協会よりメールにてお送りさせていただきます。

その際に、【別紙1～4】書類を添付送付します。【別紙2】【別紙3】は必要に応じて提出ください。実技日程の指定日は、選択出来ませんのでご了承ください。

2. 定員：1班 30名 2班 20名 合計 50名（定員になり次第締切ります）
 3. 講習日時

■学科日時 10月28日（火）9時30分～18時50分【1日目当日受付時間は、9時15分～】
 10月29日（水）9時15分～16時20分【2日目当日受付時間は、9時～】

■学科会場 岸和田市立 波切ホール 研修室1

- ※ 学科会場、お弁当持参の場合部屋で食事は可能、お弁当のない方は隣接のベイサイドモール飲食店等をご利用ください。
- ※ 当日持参：筆記用具、受講票。（テキストは当日配布します。）
- ※ 講習受講日（学科・実技）に本人確認を行いますので、本人の確認が出来る書類をご持参ください。

■実技日時：1班 11月8日（土）8時00分～17時00分 2班 11月15日（土）8時00分～17時00分
 （実技講習及び実技試験） ※【実技当日受付時間は、7時30分～】

■実技会場 住友重機械ギヤボックス株式会社 ホームページ 地図参照

「南海本線貝塚駅下車旧26号線脇浜歩道橋西へ入る」

- ※ 当日持参：【別紙4】【玉掛け技能講習（実技）における保護具持参のお願い】をご確認願います。
【別紙4】記載の保護具と長袖作業服、筆記用具、テキスト、受講票、印鑑をご持参下さい。
- ※ 実技講習日の昼食休憩が短いので、お弁当を必ず、来場の際にご持参ください。
【実技会場を出ることができません。】

4. 受講者の資格

- ① 未経験者
- ② クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許等を受けた者、又は床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。【別紙2の提出必要】
 （注：当協会開催しています【クレーンの運転（5t未満）特別教育】修了者は、該当しません）
- ③ クレーン等で、つり上げ荷重が1トン以上の玉掛けの補助作業の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者。【別紙3の提出必要】

5. 受講料 受講資格

- ① の場合 ￥28,105円（受講料：24,000円 消費税2,400円）（テキスト代：1,705円）
 - ② の場合 ￥22,605円（受講料：19,000円 消費税1,900円）（テキスト代：1,705円）
 - ③ の場合 ￥22,605円（受講料：19,000円 消費税1,900円）（テキスト代：1,705円）
- ※ 領収証は、「受講料と消費税」と「テキスト代」に分かれます。【参考】をご覧ください。
 ※ 受講料は理由の如何にかかわらずご返金できません。

6. 申込締切日 9月10日（水）ただし、定員になり次第締め切ります。

【別紙4】

2022 年 7 月 1 日
2023 年 2 月 22 日改

岸和田労働基準協会

玉掛け技能講習(実技)における保護具持参のお願い

当協会の技能教育では、会場をお借りしています企業様工場の安全基準に従い
(受講者個人の)保護具を定めています。

持参されない場合は、講習会場に入れない場合があります。

受講を申し込まれる方は、以下の保護具を準備の上当日持参してください。

- ① ヘルメット
- ② 安全靴
- ③ 革手袋 ワイヤロープを取り扱うためです。薄手の物で可です。
- ④ 脚絆 ズボンの裾を留めます。裾の絞ったズボンの場合、長靴安全靴に
 入れる場合は不要です。
- ⑤ 保護メガネ 【①～④に加え必要となります】 眼鏡をかけている方は不要です。
 製造工場のため、万一の外部からの飛び込みを防ぐためです。

① ～⑤共、作業に安全な基本の服装となります。
安全教育としての講習ですので、ご理解の上 必ず持参してください。
作業服は長袖着用して下さい。

③～⑤につきましては、各々1000 円程度で、ホームセンター等で購入できます。

令和 年 月 日

一般社団法人 岸和田労働基準協会 宛

FAX : 0 7 2 - 4 3 1 - 0 3 2 2

玉掛け技能講習受講申込書（申請用）

【8月18日（月）AM9時～FAXする用紙はこの用紙です。】

※お申込みは、9時～FAX受付となります。予めご了承ください

事業所名 : _____ 担当部署 : _____ TEL : _____ :

所在地 : _____ 担当者 : _____ FAX : _____ :

ご担当者様メールアドレス 記入欄 : _____ :

受講資格 ① ・ ② ・ ③ (① ・ ② ・ ③の何れかを記入ください)	(ふりがな) 受講者氏名	受講料の 協会へ支払方法 (○を記入ください)	本申請書の 協会へ提出方法 (○を記入ください)
		持参・振込	持参・郵送

1. 8月18日（月）午前9時からFAXにて受付を開始致します。

当日の午前9時以降、早めに当協会に「玉掛け技能講習受講申込書（申請用）」を送信し申請予約してください。（申請予約はこの申込書をご使用下さい。）

本申請は、当協会より受付連絡があつてからおこなってください。本申請に進まれる企業様は9月18日（木）までに本申請（様式第6号）【別紙1】提出をしてください。本申請手続きを行わないと自動的に予約が無効となります。

2. 申込完了の連絡後、本申請に際しては、【別紙1】受講申込書修了者台帳（様式第6号）に必要事項を記入し、受講料を添えて当協会にお申込みください。

※お振り込みの場合は【参考】【技能講習に関する消費税インボイス制度への対応について】のページに振込み先を掲載しておりますので、ご確認ください。

3. 本申込み以降の取扱いについて

- 受講料は理由の如何にかかわらず払戻しできませんのでご了承ください。
- 講習日に1日でも欠席または遅刻されますと、受講を放棄したものと取扱います。
- 受講者の変更は講習初日の5日前まで可能です。但し、正式な申請書の提出が必要です。

4. 講習各当日来場される際、体調が悪いのに無理しての受講はしないでください。

異常があれば来場せずに電話連絡願います。

【別紙1】

受講希望月	令和 年 月
-------	------------------

玉 掛 け 技 能 講 習 受 講 申 込 書
修 了 者 台 帳

※印欄は記入しないこと。

・本様式は、A4 版サイズで提出してください。(感熱紙不可)
・旧姓等の併記をご希望の方は旧姓等の欄に記入の上、右記にチェック (レ点) してください。

☐

※受付番号	
※修了証番号	
※修了証 交付年月日	

ふりがな		旧 姓 等		写 真 貼 付 ↓	のりつけ 3.0cm×2.4cm 申請前 6 ヶ月以内に撮影した上三分身正面脱帽、無背景のもの。 (裏面に氏名を記入)
氏 名					
生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日 生				
現 住 所		〒 携帯又は TEL ()			
勤 務 先	会 社 名	TEL ()			
	所 在 地	〒 部 課 名			
連 絡 先		TEL ()			
講 習 科 目 の 受 講 の 一 部 免 除 希 望 の 有 無	力学・合図の免除希望	有 ・ 無	(有の場合は資格証の写を添付)		別紙 1 参照
	合図の免除希望	有 ・ 無	(有の場合は資格証の写等を添付)		別紙 1 参照
特 別 教 育 の 修 了 者 で 講 習 科 目 の 一 部 免 除 希 望 の 有 無	合図の免除希望	有 ・ 無	(有の場合は資格証の写等を添付)		別紙 2 参照
備 考		玉掛の補助作業 6 ヶ月以上従事した経験者は別紙 3 参照			

令和 年 月 日

大阪労働局長登録教習機関 (登録第 1 号)
(公社) 大阪労働基準連合会長 殿

旧姓等の併記を希望される方は、旧姓等の記載されている住民票・自動車運転免許証・マイナンバーカードの写し、いずれか一点を添付して下さい。(「旧姓等」とは、旧姓を使用した氏名及び通称のことをいいます。)

《個人情報について》

上記の個人情報につきましては、当会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。
ただし、技能講習修了証明書発行事務局への情報の提供を行いますので、ご了解ください。

玉掛け技能講習の講習科目の受講の一部免除について

【別紙 2】

労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 76 条の規定に基づく玉掛け技能講習規定の第 3 条の講習科目の受講の一部免除については、次のとおりです。

玉掛け技能講習規定第 3 条関係(下記に資格を証する書面の写しを貼付してください。)

1「力学に関する知識」の受講の免除対象者は、

- ① クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許等を受けた者。
- ② 床上操作式クレーン運転技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。

2「運転のための合図」の受講の免除対象者は、

- ① クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許等を受けた者。
- ② 床上操作式クレーン運転技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。
- ③ 労働安全衛生法施行令第 20 条第 6 号若しくは第 7 号の業務又は労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 36 条第 6 号若しくは第 15 号から第 17 号までの業務に 6 ヶ月以上従事した経験を有する者等。
(クレーン等の運転業務の特別教育修了者)

記

免許証等その資格を証する書面の写しをここに貼り付けてください。

- 1 クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許
- 2 床上操作式クレーン運転技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習修了証
- 3 ~~クレーン等の運転業務の特別教育修了証~~

※1 クレーン等特別教育修了証がない場合には、以下の項目を記載すること。

実施年月日： 年 月 日 ～ 年 月 日
(日間)

実施機関(事業場)名：

(所在地)：

受講記録(含 修了証明等)の提出(提出先において原本確認のうえ写しを添付)

※2 受講記録がない場合には、以下の項目を記載すること。

- | | |
|------|---|
| (学科) | 1. クレーン等に関する知識
(担当講師氏名： 時間 H) (規程3H) |
| | 2. 原動機及び電気に関する知識
(担当講師氏名： 時間 H) (規程3H) |
| | 3. 運転のために必要な力学に関する知識
(担当講師氏名： 時間 H) (規程2H) |
| | 4. 関係法令
(担当講師氏名： 時間 H) (規程1H) |
| (実技) | 5. クレーンの運転
(担当講師氏名： 時間 H) (規程3H) |
| | 6. クレーンの運転のための合図
(担当講師氏名： 時間 H) (規程1H) |
| (教材) | 1. テキスト(使用テキスト名：) |
| | 2. クレーン(メーカー名： 型式：) |

上記 3 条 2③の証明欄 (つり上げ荷重：)

経験証明欄	証明(受講者)を受ける者 _____ は、 年 月 日から 年 月 日までの間に 年 ヶ月クレーン等の運転の業務に 6 ヶ月以上従事したことを証明します。 年 月 日 事業者職氏名 _____ (印)
本人確認欄	上記の記載内容については、相違ありません。 受講者氏名 _____ (印)

C

【別紙 3】

【玉掛け技能講習規程第4条第1項(特例)を受ける場合の添付書類】

講習時間16時間

クレーン等で、つり上げ荷重が1トン以上の玉掛けの補助作業の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者。

玉掛けの補助作業の実務経験証明

補助作業の期間	クレーンの種類または型式	荷の種類及び形状	具 体 的 な 作 業 内 容
年 月 年 月	(つり上げ荷重 t)		
年 月 年 月			

○私は、玉掛け業務の有資格者_____氏の直接の指揮の下で
玉掛けの補助作業に6ヶ月以上、間違いなく従事しました。

受講者氏名_____印

○上記の受講者が、枠内のとおり玉掛けの補助作業の実務に就いたことを証明
いたします。

年 月 日

事業所名称

所在地

事業者職氏名_____印

- 1 . クレーンの種類または型式は、天井クレーン、トラッククレーン等をいう。
- 2 . 荷の種類は、一般的な名称(鋼材、コンクリート、木材等)をいう。
荷の形状は、鋼板、鋼管、棒鋼、ヒューム管、機械部品等をいう。
- 3 . 具体的な作業内容は、製造工場での〇〇作業でその内の玉掛け補助作業の内容(用具等
の準備、点検、玉掛けの助手等)をいう。

【参考】

一般社団法人 岸和田労働基準協会

技能講習に関する消費税インボイス制度への対応について

「玉掛け作業技能講習」・「ガス溶接技能講習」は、(公社)大阪労働基準連合会が主催し、当協会が窓口として運営しております。

消費税に関しましては、講習料金の内「(講習)受講料」は大阪労働基準連合会が、「テキスト代」は各地区協会(当地区では岸和田労働基準協会)が、納税申告者となっております。

2023年10月からの消費税インボイス制度開始に伴い、「受講料」と「テキスト代」を、納税申告者別の領収書として発行させていただきます。

大阪労働基準連合会は従来より課税事業者ですので、適格請求書発行事業者に登録しております。

(公社)大阪労働基準連合会 の 登録番号 : T7120005015256

なお当協会は、従前よりの免税事業者として、登録はしておりませんので、ご了承 ご理解のほどお願い申し上げます。

受講者事業所の皆様には、領収書が2枚となり、何かとお手数をお掛けすることになるかと思いますが、ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

技能講習受講料の振込先

ゆうちょ銀行からお振込みの場合

〔記号〕 1 4 1 4 0 〔番号〕 5 7 5 6 4 2 1 1
シャ) キシワダロウドウキジュンキョウカイ

ゆうちょ銀行以外からお振込みの場合

振込先 株式会社ゆうちょ銀行
〔店名〕 四一八 (読み ヨンイチハチ)
〔店番〕 4 1 8 〔預金種目〕 普通預金
〔口座番号〕 5 7 5 6 4 2 1
※お振込み手数料はご負担をお願い致します。